

「岐阜県スポーツリーダーバンク」運営要項

1. 趣旨

この要項は、岐阜県スポーツリーダーバンク設置要綱に基づき岐阜県スポーツリーダーバンク（以下「リーダーバンク」という。）の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2. 登録資格

- ①（公財）日本スポーツ協会（以下「日スポ協」という。）公認スポーツ指導者資格（指導員、コーチ、アスレチックトレーナー、ドクター、クラブマネージャー等）を有する者。
- ②（公財）日本レクリエーション協会（以下「日レク協」という。）の指導者資格（レクリエーションインストラクター、レクリエーションコーディネーター等）を有する者
- ③岐阜県（以下「県」という。）認定スポーツ指導者。
- ④上記以外のスポーツ・レクリエーション関係団体等の指導者資格を有する者。
- ⑤（公財）岐阜県体育協会（以下「県体協」という。）加盟競技団体が推薦する者。
- ⑥その他、登録を希望する者のうち県体協が認めた者。

3. 登録手順

- ①登録を希望する者（上記2の⑤を除く）は、県体協に登録申請書を提出する。
- ②登録を希望する〔上記2の⑤〕の推薦者は、県体協に各競技団体長の推薦書及び個人の登録申請書を同時に提出する。
- ③県体協は、登録を希望する者から提出された登録申請書の内容を、生涯スポーツ委員会で審査し登録者を決定する。その後、リーダーバンクに登録する。

4. 登録者の任務

- ①登録者はリーダーバンクを通じて指導を希望する県内各地域のスポーツ団体・学校等の依頼に応じ、その指導にあたるものとする。
- ②登録者は、依頼団体の代表者と十分な打合せを行い、効果的な指導を心がけるとともに、傷害等の防止に十分留意するものとする。
- ③登録者は、4年ごとに更新を行う。更新にあたっては登録期間中に、次のいずれかの指導者研修会等を受講しなければならない。
 - ア 県体協が実施する日スポ協公認スポーツ指導者研修会
 - イ （特非）岐阜県レクリエーション協会が実施する指導者研修会
 - ウ 県が実施する指導者研修会等
 - エ 各種スポーツ団体が実施する指導者研修会等なお、上記（ウ）、（エ）を受講した場合は、その受講を証明する書類の写しを県体協へ提出すること。
- ④登録者は、登録内容に変更が生じた場合、県体協に変更点を報告しなければならない。

5. 登録者を指導者として依頼する団体

- ①県内各地域の団体（スポーツ少年団、子ども会、自治会等）
- ②県内各職場の団体（サークル等）

- ③県内の学校（部活動、PTA活動等）
- ④県下市町村（スポーツ教室、行事、講演等）
- ⑤県内の競技団体
- ⑥県内のクラブ（総合型・単一型）
- ⑦県内の大会主催者（地域のスポーツ・レクリエーション大会等）
- ⑧その他、県内各地域でスポーツ・レクリエーション活動を行っている団体・グループ

6. 登録者への依頼対象の条件

- ①参加者の人数、施設、設備等が適切であること。
- ②依頼者は参加者の事故等について責任を持って対応できること。
- ③依頼者は参加者及び登録者にかかるスポーツ傷害保険（賠償責任保険含む）に加入すること。

7. 利用の手順

リーダーバンクの利用にあたっては、依頼者と登録者間で直接の相談によることを原則とし、その利用後14日以内に、指導結果（利用報告書）を県体協事務局（以下、「事務局」という。）へ提出することとする。ただし、必要に応じて事務局が窓口となり、以下の①から⑤の手順で登録者を紹介する。

- ①依頼者は、原則として指導を受ける期日の3週間前までに、事務局へ登録者の派遣を依頼する。
- ②依頼を受けた事務局は、登録者へ指導要請する。
- ③登録者は、指導の可否を事務局へ回答する。
- ④事務局は、依頼者に対し指導の可否を伝え、必要に応じて登録者の連絡先を伝える。
- ⑤依頼者は、登録者へ連絡し指導内容等について打合せを行う。

8. 登録者に対する経費

登録者に対する謝金及び交通費は、依頼者が負担する。

- ①謝金については、原則依頼者と登録者間での調整とし、基準額は1回2時間3,000円程度とする。
- ②交通費については、実費相当とする。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

平成29年11月8日 一部改定